

国民健康保険都道府県単位化に係る意見書

2018年4月からの国民健康保険都道府県単位化が実施される。

国保制度の都道府県単位化に向け厚生労働省は、昨年春に「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）」を明らかにし、都道府県は2回にわたる事業費の納付金及び標準保険料率の試算を行った。その結果、保険税が現行から1.3倍など多くの自治体で、市民の負担が大幅にふえることが明らかになったため、急遽、保険税の大幅値上げを抑制する方向でのガイドラインの見直しを行い、3回目の試算を指示した。最終的に新年度の確定した保険税や納付金が示されるのは来年1月と言われているが、それでは余りにも遅過ぎるのではないかと考える。

確定していない数値を公表しても混乱を招くだけとして、東京都はこの間2回の試算結果も公表していない。

保険税がどうなるのか、被保険者にとって暮らしを左右する大変重要な問題である。本市の国民健康保険の加入者は、所得300万以下が8割を占めており、加入者の4割が2割、5割、7割軽減を利用しているなど、いかに低所得の人が多いかをうかがうことができ、保険税負担が限界にきていることを示している。自治体にとっても納付金はどうなるのか、自治体への影響についても事務手続上も速やかな試算の公表が求められる。

全国知事会、全国市長会及び全国町村会も国に対し、国民健康保険制度が持続可能な制度として維持するためには、さらなる国の財政支援が不可欠であると要望している。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、各市町村が低所得者の保険税を軽減するなど地域の実情に応じて国民健康保険制度を定めてきた歴史からも、自治体の事情を考慮せず国民健康保険事業方針が決定されようとしていることに対し、下記の事項について実現していただくよう強く要請する。

記

- 1 事業費納付金・標準保険税試算を一刻も早く公表すること。
- 2 保険税については、支払える保険税にするため引き下げを行うこと。
- 3 一般会計法定外繰入、保険税決定など、市町村における独自の権限を尊重すること。
- 4 国民健康保険の安定的運営のため、国において十分な財政措置を行うこと。
- 5 整備が整わないままの拙速な実施は行わず、延期することも検討すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年 9 月28日

三鷹市議会議長 宍 戸 治 重